２　前項の規定による立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。

様式第15（第39条関係）

（略）

（立入検査等）

第31条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年７月１日）から施行する。

○文部科学省・経済産業省令第二号　原子力規制委員会規則

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成
原子力規制委員会委員長　更田　豊志

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令（平成二十五年文部科学省・経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

様式第15（第39条関係）

（略）

（立入検査等）

第31条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

附　則

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別表　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（中長期計画に定める業務運営に関する事項）	（中長期計画に定める業務運営に関する事項）
第三条　機構に係る通則法第三十五条の五第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。	**第三条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　放射性廃棄物の処理及び処分（機構法第十七条第一項第五号に掲げる業務に係るものを除く。）並びに原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設、同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設、同法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設、同項第八号に規定する貯蔵施設及び同項第九号に規定する廃棄施設並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三条第二項第五号に規定する使用施設、同項第六号に規定する貯蔵施設、同項第七号に規定する廃棄施設、同法第四条の二第二項第四号に規定する廃棄物詰替施設及び同項第五号に規定する廃棄物貯蔵施設をいう。）の廃止措置に関する計画	二　放射性廃棄物の処理及び処分（機構法第十七条第一項第五号に掲げる業務に係るものを除く。）並びに原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設、同法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設、同条第三項第二号に規定する廃棄物管理施設、同法第五十二条第二項第七号に規定する使用施設、同項第八号に規定する貯蔵施設及び同項第九号に規定する廃棄施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三条第二項第五号に規定する使用施設、同項第六号に規定する貯蔵施設、同項第七号に規定する廃棄施設、同法第四条の二第二項第四号に規定する廃棄物詰替施設及び同項第五号に規定する廃棄物貯蔵施設をいう。）の廃止措置に関する計画
［三～六　略］	［三～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。